

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	ふるさと納税サイトサービスの導入に係る外部結合等について
--------	------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

◇第17条第1項第4号（外部電子計算機との結合）

【報告】

◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：総務部総務課）

事業の概要

事業名	ふるさと納税サイトサービスの導入について
担当課	総務課
目的	新宿区へのふるさと納税（寄附金）について、新たな受入れ手段である「ふるさと納税サイトサービス」を導入することにより、寄附者の寄附機会の拡充と利便性の向上を図る。
対象者	ふるさと納税（寄附金）寄附者
事業内容	<p>1 概要</p> <p>区では、現在、区指定の納付書または窓口への現金持参による寄附金の受け入れを行っている。また、今般、区民から新型コロナウイルス感染症対策を支援するための寄附の申出をいただいていることを受け、令和2年6月から新型コロナウイルス感染症対策寄附金を新たに創設した。</p> <p>寄附者の寄附機会の拡充と利便性の向上は従来からの課題であり、この度の新型コロナウイルス感染症対策寄附金を契機に、改めて検討したところ、以下のメリットが見込まれるため、ふるさと納税サイトサービスを導入する。導入にあたっては、既に確立している仕組みに区が参入させてもらうことで、円滑に本事業を進めることとする。</p> <p>なお、区へのふるさと納税（寄附金）については、返礼品なしとして寄附を受け付ける。</p> <p>また、総務課で確認を行った申込情報等については、寄附金受入れの適正な業務執行のため、各基金所管課へ必要な情報を提供する。</p> <p>(1) 寄附者の寄附機会の拡充及び利便性の向上</p> <p>ふるさと納税サイトサービスを導入することにより、各基金の所管課窓口、金融機関窓口等に行かずとも、インターネットを通じていつでもふるさと納税（寄附金）の寄附が可能になり、寄附者の寄附機会の拡充及び利便性の向上に繋がる。</p> <p>【納付方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マルチペイメント決済 （クレジット決済、ドコモ、softbank、auなどの携帯キャリア決済 など） <p>(2) 業務効率の向上</p> <p>ふるさと納税サイトサービスを活用した寄附では、区の職員が、従来行っていた、納付書の作成及び発送業務がなくなるなどの業務効率の向上が見込まれる。</p> <p>2 利用する「ふるさと納税サイト」</p> <p>「ふるさとチョイス」…株式会社トラストバンク（プライバシーマーク取得済）が、2012年から運営するサイト。掲載自治体数約1,700と最も多くの自治体のふるさと納税情報を掲載しているとともに、1,400を超える自治体（全国自治体の約8割）と契約済み（2018年10月時点）。業界最大手の実績豊富な企業であり、様々なノウハウを保有している。</p> <p>3 ふるさと納税サイトサービスによる寄附件数（見込み） 約70件</p> <p>個人情報の流れ等は、資料12—1のとおり</p>

件名 ふるさと納税サイトサービスの導入に係る外部結合について

保有課 (担当課)	総務課
登録業務の名称	ふるさと納税サイトサービスの導入
結合される情報項目 (だれの、どのような項目か)	<ol style="list-style-type: none"> 1 個人の範囲 ふるさと納税 (寄附金) 寄附者 2 情報項目 <ol style="list-style-type: none"> (1) 【申込情報】 申込番号、会員番号、申込日時、寄附金額、メールアドレス、氏名、住所、電話番号、決済方法 性別・生年月日 (ワンストップ特例希望ありの場合のみ) (2) 【決済情報】 支払番号、自治体番号、金額、決済結果、決済日
結合の相手方	ふるさと納税サイトサービス運営事業者 (LGWAN-ASP サービス認定事業者) (トラストバンク株式会社 ※プライバシーマーク取得済)
結合する理由	ふるさと納税サイトサービスについては、ふるさと納税 (寄附金) 寄附者が、ふるさと納税サイトを経由し、寄附手続を行うと、ふるさと納税サイトサービス運営事業者に寄附者の申込情報と決済情報が送られる、既に確立した仕組みとなっている。そのため、区が申込情報等を把握し、管理するためには、ふるさと納税サイトサービス運営事業者との外部結合が必要となる。
結合の形態	地方公共団体を相互に接続する行政専用の総合行政ネットワーク LGWAN 回線を介した、区イントラネットシステムの LGWAN 接続端末 (情報システム課管理) とふるさと納税サイトサービス運営事業者 (LGWAN-ASP サービス認定事業者) のサーバとの結合。
結合の開始時期と期間	令和2年8月1日から (次年度以降も、同様の外部結合を行う。)
情報保護対策	<p>本件外部結合に当たっては、「新宿区個人情報保護条例」及び「新宿区情報セキュリティポリシー」に基づき、次の個人情報保護措置を講ずる。</p> <p>【運用上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 LGWAN-ASP サービス認定事業者には地方公共団体情報システム機構が定める「総合行政ネットワーク ASP ガイドライン」及び「総合行政ネットワーク ASP 基本要綱」を遵守させる。 2 情報を取り扱う区職員及び事業者の従事者には、個人情報の保護及び管理、情報セキュリティを十分認識するよう定期的に指導する。 3 必要に応じ、区職員がふるさと納税サイトサービス運営事業者への立入調査を行う。 <p>【システム上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 接続するネットワークはLGWAN回線とし、通信する事業者を限定する。 2 区が受信する情報は、暗号化により特定の事業者以外は解読不能とする。 3 ファイアウォール及びウイルス対策ソフトにより、外部からの侵入やウイルス感染を防止する。 4 標的型攻撃対策ソフト等により、不正な通信を検知・分析・遮断し、外部への情報漏えいを未然に防止する。 5 ネットワーク機器等を制御し、通信できるシステムを限定する。 6 情報を取り扱う端末については、電子証明書及びユーザID・パスワード

	<p>ド等の確認措置をとり、指定したパソコン以外の利用や担当職員以外の利用はできないものとする。</p> <p>7 情報へのアクセス制御を実施し、区職員及び事業者の従事者が利用できる情報を限定する。</p> <p>8 ログや操作履歴管理ソフトにより、情報へのアクセス状況を記録する。</p> <p>9 利用する端末には、USBメモリ等の外部記録媒体を接続できないように設定するなど、情報を容易に外部へ持ち出せないようにする。</p>
--	--

件名 ふるさと納税サイトサービス導入に伴うサイト運営等業務の委託について

保有課(担当課)	総務課
登録業務の名称	ふるさと納税サイトサービスの導入
委託先	1 ふるさと納税サイトサービス運営事業者 (トラストバンク株式会社(プライバシーマーク取得済)) 2 クレジットカード指定代理納付者 (スルガカード株式会社(プライバシーマーク取得済))
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	1 個人の範囲 ふるさと納税(寄附金)寄附者 2 情報項目 (1) トラストバンク株式会社を取り扱う情報項目 【申込情報】 申込番号、会員番号、申込日時、寄附金額、 メールアドレス、氏名、住所、電話番号、決済方法 性別・生年月日(ワンストップ特例希望ありの場合のみ) 【決済情報】 支払番号、自治体番号、金額、決済結果、決済日 (2) スルガカード株式会社を取り扱う情報項目 【クレジットカード情報】 カード番号、有効期限、 セキュリティコード 【決済情報】 支払番号、自治体番号、金額、決済結果、決済日
処理させる情報項目の記録媒体	電磁的媒体(委託先のシステム及びサーバ)
委託理由	1 ふるさと納税サイトサービスの導入に当たっては、専門的なノウハウを有する事業者へ委託することで、寄附者の寄附機会の拡充及び利便性の向上を図るため。 上記事業者は、2012年以降、ふるさと納税サイトサービスの運営事業者として、有数の実績があり、効果的及び効率的に事業を進められる事業者であるため。 2 ふるさと納税サイトサービスにおけるクレジット決済は、クレジットカード会社(VISA、MASTER等)への与信照会(クレジットカードの有効期限や利用限度額の確認)が必要となる。与信照会をして問題がなければ、クレジットカード指定代理納付者が、ふるさと納税(寄附金)の代理納付をすることになるが、区では、寄附金の代理納付をするノウハウや仕組みを有していないため、与信照会及びふるさと納税(寄附金)の代理納付業務を委託することとする。
委託の内容	1 トラストバンク株式会社 (1) ふるさと納税サイトサービスの運営業務 (2) クレジットカード指定代理納付者からの決済情報の取得業務 (3) マルチペイメント納付(クレジットカード決済除く)に係る決済情報の取得、寄附金の収納及び代理納付業務 2 スルガカード株式会社 (1) ふるさと納税(寄附金)の支払い時のクレジットカード会社への与信照会(クレジットカードの有効期限や利用限度額の確認)業務

	(2) クレジットカード会社への与信照会で問題がなかった場合の、ふるさと納税（寄附金）の代理納付業務
委託の開始時期及び期限	令和2年8月1日から令和3年3月31日まで（次年度以降も、同様の業務委託を行う。）
委託にあたり区が行う情報保護対策	<p>区は、ふるさと納税サイトサービス運営事業者に対して以下の情報保護対策を行う。</p> <p>【運用上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約にあたり、「特記事項（別紙）」を付すとともに、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務を付す。 2 必要に応じて、区職員が立入り調査を行い、個人情報の管理及び保管状況の確認を行う。 3 区のホームページ内に、手続きの流れ（利用者は、外部の専用サイトにアクセスし、利用規約を確認の上、手続きを開始する。）及び取り扱う具体的な情報項目について周知する。 4 利用者が退会した後は、登録されているすべての個人情報が削除され、データの復旧ができないことを事業者を確認する。 <p>【システム上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 区と接続するネットワークはLGWAN回線とし、通信する相手を限定する。 2 収納データを受信できる端末を限定する。 3 使用する端末へのログイン及び収納データの受信時は、ユーザID及びパスワードによる認証及びアクセス権限の確認を行う。
受託事業者に行わせる情報保護対策	<p>ふるさと納税サイトサービス運営事業者及びクレジットカード指定代理納付者の両者に次に掲げる情報保護対策を行わせる。</p> <p>【運用上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 委託先に、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例を遵守させる。 2 情報を取り扱う職員には、個人情報の保護及び管理、情報セキュリティを十分認識するよう定期的に指導させる。 <p>【システム上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 区又はふるさと納税サイトサービス運営事業者もしくはクレジットカード指定代理納付者と接続するネットワークは専用回線等とし、通信する相手を限定させる。 2 送信する情報は、暗号化により特定相手以外は解読不能とさせる。 3 ファイアウォール及びウイルス対策ソフトにより、外部からの侵入やウイルス感染を防止させる。 4 標的型攻撃対策ソフト等により、不正な通信を検知・分析・遮断し、外部への情報漏えいを未然に防止させる。 5 ネットワーク機器等を制御し、通信できるシステムを限定させる。 6 情報を取り扱う端末については、電子証明書及びユーザID・パスワード等の確認措置をとり、指定したパソコン以外の利用や担当職員以外の利用はできないものとさせる。 7 情報へのアクセス制御を実施し、職員が利用できる情報を限定させる。 8 ログや操作履歴管理ソフトにより、情報へのアクセス状況を記録させる。 9 利用する端末には、USBメモリ等の外部記録媒体を接続できないように設定するなど、情報を容易に外部へ持ち出せないようにさせる。 10 サーバ監視及びデータバックアップを行わせる。

(別紙)

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

11 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等が不要になったとき及び業務終了後は、当該資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

12 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

13 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

(業務に関する報告)

14 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査等)

15 甲は、乙に課した情報保護対策（新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等）に基づき、乙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。

16 前項による確認は、年度当たり1回以上行うものとする。

17 乙は、第15項による甲の確認の際には業務の実施状況を明らかにするほか、業務に関する個人情報の管理状況について甲の立入り調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

18 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

19 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表等)

20 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、乙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

21 乙は、第1項から第19項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。